別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～三　［略］	［略］
四　体積基準器（基準ビュレット、基準湿式ガスメーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスメーター用基準体積管を除く。）	
イ　基準フラスコ	二千七百円
ロ・ハ　［略］	［略］
五　密度基準器	
イ　基準密度浮ひょう	四千九百円
ロ　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	五千二百円
六　圧力基準器	
イ・ロ　［略］	［略］
ハ　血圧計用基準圧力計	二万百円
七～十　［略］	［略］
十一　濃度基準器	四千九百円
十二　比重基準器	
イ　目量が〇・〇〇一未満のもの又は〇・一重ボーメ度未満のもの	四千九百円
ロ　イに掲げるもの以外のもの	四千九百円

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

○経済産業省令第五十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百六条第三項において準用する第二十八条第一号及び第二号の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第三（第十条関係）

改正後

指定の区分	検定設備		検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第三（第十条関係）

改正前

指定の区分	検定設備		検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第三（第五条関係）

基準器	一個についての金額
一～三　［略］	［略］
四　体積基準器（基準フラスコ、基準ビュレット、基準湿式ガスメーターのうち計量室における一周期の計量作用により計ることができるガスの体積が二十リットル以下のもの、基準タンク及びガスメーター用基準体積管を除く。）	
［新設］	
イ・ロ　［略］	［略］
五　密度基準器	
イ　基準密度浮ひょう	二千五百五十円
ロ　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	二千九百円
六　圧力基準器	
イ・ロ　［略］	［略］
［新設］	［新設］
七～十　［略］	［略］
十一　濃度基準器	二千五百五十円
十二　比重基準器	
イ　目量が〇・〇〇一未満のもの又は〇・一重ボーメ度未満のもの	二千五百五十円
ロ　イに掲げるもの以外のもの	二千五十円